

亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画） 策定業務仕様書

1 業務名

亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）策定業務

2 業務目的

本業務は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含し、令和9年度から令和11年度を計画期間とする「亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第10期亀岡市介護保険事業計画）」（以下亀岡市いきいき長寿プラン）の計画策定を目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（2か年）

4 業務内容

令和7年度および令和8年度の2か年における委託業務の内容については、次のとおりとする。

（1）【委託期共通業務】

ア 計画策定に係る会議等の運営支援

（ア）亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会等の計画策定に係る会議への出席

（イ）会議等にて使用する資料の作成

（ウ）会議等における進行管理、委員への説明、想定質問の作成等質疑への応答等を含む運営支援

（エ）会議等の議事録及び情報公開用データの作成

（オ）本市の事務局及び協議会会長などとの事前及び事後の打合せ

イ 計画策定に係る資料の作成等

亀岡市いきいき長寿プランの策定に必要な基礎資料、統計資料、情報公開用資料等の作成を行う。なお、資料の作成に際しては、国、京都府及び近隣自治体の動向、国等の諮問機関等から出された調査報告、本市の関連計画（亀岡市地域福祉計画、亀岡市総合計画等）の内容も踏まえた上で作成するものとする。

また、各種のツール（地域ケア「見える化」システム、認定ソフト等）・調査結果等を含めた総合的な検討、データ入力等を含む計画策定支援を行うこと。

ウ 計画の推進・進捗管理支援

介護保険事業計画の PDCA サイクルによる推進・進捗管理のための提案等支援を行うこと。

(2) 【令和7年度業務】

ア 介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査の作成・実施・集計と分析及び関係機関ヒアリングの実施

(ア) 第10期計画策定までのアンケート内容、介護保険制度改定、国からの情報等を元に「介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査」の作成を行う。

また、アンケートをいきいき長寿プラン推進協議会で提示するための資料を作成する。

(イ) アンケート調査票（依頼文含む）・封筒（送付用・返送用）の印刷。

(ウ) アンケート調査票の封入封緘、宛名ラベル貼り後、市の指定に従い納品すること。アンケート発送は令和7年11月予定。料金後納に係る支払い等の手続きは受託者にて行うこと。また、アンケート返送先は本市とし、返送の郵送料は受託者負担とする。

項目 \ 調査名	介護予防・ 日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査票印刷	A4、18ページ程度 【作成部数】3,500部	A4、18ページ程度 【作成部数】600部
発送用封筒	長3、郵便料金後納 【作成部数】3,500部	長3、郵便料金後納 【作成部数】600部
返信用封筒	長3、料金受取人払 【作成部数】3,500部	長3、料金受取人払 【作成部数】600部

※予定数

(エ) 市の指示に従い、返送されたアンケート調査票を市から回収、アンケート調査結果の点検と入力作業を行う。

(オ) 課題抽出及び分析等に必要な単純集計、地域別集計・属性集計、時系列集計、クロス集計の提案及び要因分析等を行う。分析については、前回アンケート結果との比較も行う。

(カ) 市民ニーズ、地域特性等の現状分析のための基礎資料の作成及び調査結果報告書を作成すること。なお、基礎資料・中間報告書（単純集計）（PDF ファイル及びワードファイル）は、亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会において資料として使用できるものを提出する。令和8年3月末までに最終調整報告書（PDF ファイル及びワードファイル）を提出すること。

(キ) 入力が完了した調査票等及び分析に関する資料は市へ提出する。

(ク) 市民アンケート調査については、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の2種類とする。

イ 計画策定支援業務

- (ア) 国や府の高齢者保健福祉制度や介護保険事業制度をめぐる制度改正の動向把握と課題について、情報収集を行い整理すること。また、必要に応じて他市の情報を収集すること。
- (イ) 第9期計画関連施策の運営分析、政策評価及び次期計画における論点整理
 - ・庁内関係各課、関係団体等と課題共有（課題ごとの検討を効果的・効率的に進めるための意見交換会等の運営手法）や KPI の設定など、計画の進行管理に関する提案を行うこと。
- (ウ) いきいき長寿プラン推進協議会及び指定する部会等会議への参画と運営支援
 - ・いきいき長寿プラン推進協議会への出席：令和7年度3回程度開催予定
 - ・庁内会議や関係団体等との意見交換会への出席
 - ・会議資料作成支援
 - ・会議記録作成
 - ・他市町村の情報収集及び資料作成
 - ・その他会議運営に必要な情報収集及び資料作成等、本市及び介護保険運営委員会が指示する事項等
- (エ) 第10期計画策定までのスケジュール等の提案及び資料の提出

(3) 【令和8年度業務】

ア 計画策定支援業務

- (ア) 国や府の高齢者保健制度や介護保険事業制度をめぐる制度改正の動向把握と課題について、情報収集を行い整理すること。また、必要に応じて他市の情報収集をすること。
- (イ) 第9期計画関連施策の運営分析、政策評価及び次期計画における施策提案
 - ・第9期計画における目標数値の達成状況等の現状把握を行うとともに、直近の現状に即した補正を適切に加えるため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の集計結果や国が定める指針等をふまえ、現行の介護保険及び高齢者保健福祉施策の現状分析評価・課題の洗い出しを行うこと。
- (ウ) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の結果から読み取れる生活圏域毎の課題、ニーズ等や第9期計画期間中の施策の実績、課題をふまえた上で、第9期計画で掲げた基本目標に加えて、団塊ジュニア世代の人たちが、75歳以上の後期高齢者となる令和20年代（2040年代）を見据えて取り組むべき施策の提案を行うこと。
- (エ) 亀岡市いきいき長寿プランの策定に係る基礎指標の整理・分析並びに必要な提言及び提案を行う。
- (オ) 庁内関係各課、関係団体等と課題共有（課題ごとの検討を効果的・効率的に進めるための意見交換会等の運営手法）や KPI の設定など、計画の進行管理に関する提案を行うこと。

(カ) 介護サービスの必要見込み量等の算出及び保険料額推計

- ・国等の基本指針に基づき、地域包括ケア「見える化」システムを用いて介護サービスの必要見込み量並びに保険料推計額等を算出する。なお、各推計の算出にあたっては、総人口・高齢者数・要介護認定者数等の必要な各種数値の将来推計を行い、当該推計値に基づいて算出すること。

(キ) 第10期計画策定までのスケジュール等の提案及び資料の提出

(ク) パブリックコメント支援業務

- ・市民の意見を幅広く事業計画に反映していくためパブリックコメントを予定しており、これらに必要な支援を行う。なおパブリックコメントの実施にあたっては、本市の「亀岡市民の意見提出手続きを定める要綱」に基づき行い、寄せられた意見の整理・集約等必要な支援を行う。

(ケ) いきいき長寿プラン推進協議会及び指定する部会等会議への参画と運営支援

- ・推進協議会等への出席
- ・庁内会議や関係団体等との意見交換会への出席
- ・会議資料作成支援
- ・会議記録作成
- ・他市町村の情報収集及び資料作成
- ・その他会議運営に必要な情報収集及び資料の作成等、本市及びいきいき長寿プラン推進協議会が指示する事項等

5 成果品

(1) 令和7年度業務成果品

- ア アンケート分析結果報告書（概要版）電子データ（PDF 及びワード）
- イ アンケート集計、分析データ等データ一式（PDF 及びワード）
- ウ アンケート最終調査報告書（PDF 及びワード）

(2) 令和8年度業務成果品

- ア 計画書（A4判・160頁・本文1色刷）300部
- イ 概要版（A4判・8頁・4色刷）500部
- ウ 上記のテキストデータ及びホームページ掲載用データ（PDFファイル形式）
- エ その他関係資料一式（電子データ一式を含む）

6 その他

- (1) 本業務で知り得た事項については他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。また、

業務完了後は、発注者の指示に従いデータを破棄すること。

- (2) 仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- (3) 本業務により得られた成果物等の著作権・その他の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 国が示す予定の第10期介護保険計画の策定方針により追加・変更することがある。また、計画策定にあたり国が示す方針等に沿うように支援すること。
- (5) 受注者は、発注者と協議の上、定期的な打ち合わせを行い、確認事項について記録を作成して、後日、発注者の確認を受けること。
- (6) 会議等への出席にかかる交通費等の一切の経費及び資料作成にかかる一切の経費は本委託料に含むものとする。
- (7) 受注者は、本業務を第三者へ一括再委託をしてはならない。